

1

食に対する消費者の信頼確保 ～水産物を中心として～



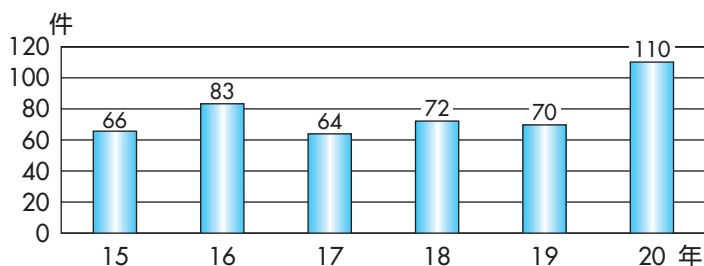
（食の安全に不安を与える事案の発生）

水産物を含む一般消費者向けのすべての飲食料品については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」に基づき、原材料、原産地など品質に関する一定の表示が義務付けられています。

しかし、平成20年には、食に関する信頼を揺るがす事案が相次ぎ、水産物関係では、架空会社による一色産うなぎ蒲焼きの産地偽装が発生し、産地にも大きな衝撃を与えました。この事案は、企業U及び企業Sが中国産のうなぎの蒲焼きに「愛知県三河一色産」と偽装表示を行い、偽装を隠ぺいするため、製造や販売の実態のない架空会社に製造や販売を行わせたように装うというものでした。このほかにも、アブラボウズを高級魚のクエ（アラ）と偽って販売を続けていた事案や、ハマグリ^{かば}の原料原産地を不正に表示するといった事案が発生し、国民の間に食の安全に対する不安を招きました。

このような事案に対して、国ではJAS法に基づき、食品の品質表示について遵守事項を遵守するよう指示を行いました。国及び都道府県がJAS法に基づく改善指示を行った件数は、近年60件を超えており、20年には110件となっています。

図 JAS法に基づく指示件数の推移



資料：農林水産省

品名	うなぎ蒲焼
原材料名	うなぎ、醤油、砂糖・ぶどう糖加糖液糖、発酵調味料、水飴、澱粉、鰹エキス、酒精、調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル・アナトー)、増粘多糖類(原材料の一部に小麦・大豆を含む)
内容量	別途記載
賞味期限	別途記載
保存方法	要冷凍(-18℃以下で保存して下さい)
凍結前加熱の有無	加熱してあります
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がり下さい
製造者	一色フード 愛知県岡崎市一色町字一色119-20

うなぎの産地偽装事件で、製品の裏面に記載された偽装表示
(水産物の表示については78ページ参照)

（食に対する消費者の信頼確保に向けて）

こうした事案は、消費者の不安を高めることとなるのはもちろん、我が国の水産物消費の減退や価格の低下をもたらし、正当な販売・取引を行う国内の産地や企業に悪影響を与えるものです。このため、食品表示Gメンによる不適正表示の監視・取締りを行うとともに、食品企業のコンプライアンス（法令の遵守及び倫理の保持等）の徹底を図るための取組が行われています。

また、魚介類の名称を表示する際に参考となる考え方や事例をまとめた「魚介類の名称のガイドライン」の普及を行っています。さらに、20年3月には、養殖業者が自主的に水産物の生産情報（養殖業者名、水揚げ年月日、給餌した飼料、使用した動物用医薬品等）を消費者に正確に伝えていることを示す「生産情報公表養殖魚のJAS規格」が制定されました。

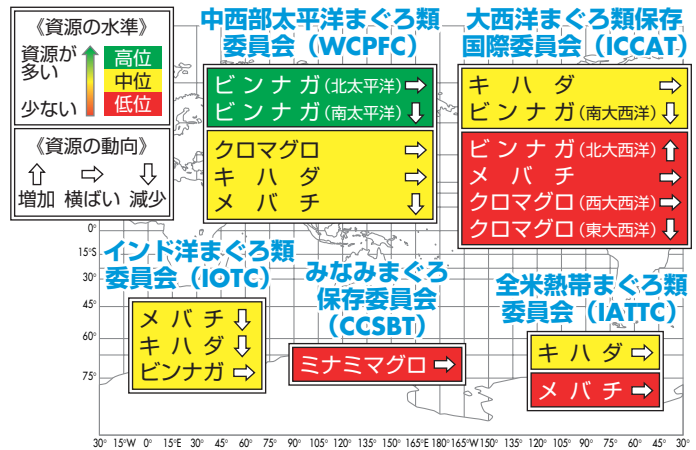
21年1月にはJAS法に基づく指示・公表の指針を改定し、品質表示基準違反に対する改善指示と同時に、違反業者名と根拠条項をすべて公表することとなりました。関係機関と連携をとって、食品に対する消費者の信頼確保に努めていくことが極めて重要です。



（地域漁業管理機関によるマグロ類の資源管理）

海洋を広く回遊する魚種（高度回遊性魚類）であるマグロ類については、回遊範囲ごとに設立された5つの地域漁業管理機関（IATTC*1、ICCAT*2、IOTC*3、WCPFC*4及びCCSBT*5）において資源管理を行っています。

しかし、国際的な枠組みの外で無秩序に操業を行うIUU（違法・無報告・無規制）*6漁業や漁獲圧力*7の増加等によって、一部のマグロ類の資源状況が悪化しています。



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「平成20年度国際漁業資源の現況」

（マグロ資源の持続的な利用に向けた資源管理）

大西洋海域に生息するクロマグロについては、その資源が減少しているため、20年11月に行われたICCATの年次会合においては、科学委員会の勧告に基づき、東大西洋クロマグロの21年から23年までの総漁獲可能量をそれぞれ22,000トン、19,950トン、18,500トンと削減することが決定されました。さらに、WCPFCの年次会合においても、科学委員会の勧告に従って今後3年間で中西部太平洋メバチ漁獲量を30%削減すること等が決定されました。これらの決定を受け、我が国は遠洋及び近海まぐろ漁船87隻の減船に向けた取組を進めています。

また、地中海でよく行われている、いわゆる「蓄養*8」が資源に与える影響も懸念されています。蓄養が行われる際、実際にどれだけのマグロが生簀に移されたのか正確に把握することが、漁獲量管理上の課題となっていました。このため、ICCATでは、生簀に移された大西洋クロマグロの量を正確に把握するため、まき網漁船及び蓄養施設においてICCATオブザーバーが確認を行う制度を創設すること等が決定されました。

このように、各地域漁業管理機関では規制が強化されていますが、これらは、しばらくの間漁獲を制限して、将来、持続的により多くの漁獲が可能となる状態まで資源を回復させることを目的としたものです。

（世界最大のマグロ消費国として）

我が国は、世界で生産される主要マグロ類の3分の1近くを消費しています。このため、正規に登録された漁船、蓄養場によって生産されたマグロであることの確認、IUU漁船により漁獲されたマグロの輸入防止など、今後とも世界最大のマグロ消費国・漁業国として、国際社会の中心となり、将来にわたってマグロ資源を保存し、持続的に利用できるよう努力していくことが重要です。

*1 IATTC：全米熱帯まぐろ類委員会（Inter-American Tropical Tuna Commission）

*2 ICCAT：大西洋まぐろ類保存国際委員会（International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas）

*3 IOTC：インド洋まぐろ類委員会（Indian Ocean Tuna Commission）

*4 WCPFC：中西部太平洋まぐろ類委員会（Western and Central Pacific Fisheries Commission）

*5 CCSBT：みなみまぐろ保存委員会（Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna）

*6 IUU漁業：IUUとはIllegal, Unreported and Unregulated（違法・無報告・無規制）の略称。国際的な資源管理の枠組みを逃れて操業する漁業。

*7 漁獲圧力：漁獲が水産資源の持続性に与える影響の大きさ。

*8 蓄養：まき網漁船が漁獲したクロマグロ等の成魚を海中で生簀に移し、餌を与え、短期間で太らせて脂のりを良くして出荷する方法。



3

鯨類資源の持続的な利用に向けて **（第60回国際捕鯨委員会年次会合）**

鯨類は魚介類と同じ海洋生物資源です。生物資源についてその持続的な利用と保全の両立を図ることは、国連環境開発会議（UNCED）で合意された原則です。我が国はこの原則に基づき、科学的な知見から資源が豊富だと評価された鯨類資源についてはその持続的な利用を求めています。

20年6月、チリのサンティアゴにおいて第60回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合が開催され、IWCの将来、サンクチュアリー、先住民生存捕鯨等についての議論が行われました。

我が国は、前年同様、「対立の回避」、「対話の促進」の方針で総会に臨み、IWCの正常化を求めました。この結果、IWCの将来に関する合意案を作成するための小作業部会を設置することが合意されました。

（国際捕鯨委員会の正常化に向けた作業）

小作業部会は、20年9月に検討作業を開始し、合意案に含めるべき項目の絞り込みや各項目に関する具体的内容の検討を行いました。21年2月には、同作業部会議長とIWC議長がその見解を議長提案として取りまとめました。この議長提案においては、我が国が長年にわたり主張してきた沿岸小型捕鯨におけるミンククジラの捕獲枠を認める方針が示される一方、鯨類捕獲調査については、5年間の段階的廃止といった極めて厳しい選択肢も含まれていました。

21年3月に開催されたIWCの将来に関する中間会合及び第3回小作業部会会合では、この議長提案をたたき台として議論が行われ、引き続き21年6月の第61回IWC年次会合（於：マデイラ（ポルトガル））での合意を目指し検討作業が続けられています。

我が国としては、鯨類捕獲調査の継続を前提としつつ、IWCの正常化に向けた議論が進展するよう努めることとしています。

（調査妨害活動）

近年、南極海で鯨類捕獲調査に従事している我が国の調査船団に対して、反捕鯨団体によって行われる妨害活動が問題となっています。21年2月には、反捕鯨団体シー・シェパードにより、調査船に薬品入りの瓶を投げ込んだり、船ごと調査船に体当たりするといった危険な妨害活動が行われました。このような行為は、IWCにおいても、これまでに厳しく非難されています。第60回IWC年次会合においても、関係国間の協力の下、妨害活動は許さないという姿勢を示すべきとの我が国の主張に対し、各国からの支持が得られ、議長報告に記載されました。

我が国は、このような事態を再発させないように船籍国や寄港国等の関係国に対し、責任ある対応を求めてきています。これを受け、21年2月には寄港国においてシー・シェパードの船舶の捜査が行われました。引き続き、関係国と協力するとともに、国内では関係省庁間で連携しつつ、調査が安全に実施できる体制の確保に努めることとしています。



調査船（左）に体当たりするシー・シェパードの船舶（右）



（世界初！産卵海域で成熟したウナギの捕獲に成功）

近年、養殖用のニホンウナギの稚魚（シラスウナギ）の資源が減少しているため、人工種苗による稚魚の供給が強く望まれています。しかし、人工的な再生産は実現しているものの、稚魚の生産量は少なく、生残率も低いものにとどまっています。

人工種苗の生産技術を高めるためには、まず、自然界における親ウナギの生態を解明する必要があります。先行の研究によって、ウナギの産卵場所は西部太平洋の西マリアナ海嶺南部の海山周辺海域であると想定されていました。しかし、これまでこの海域で成熟した天然のウナギ成魚が発見された例はなく、親ウナギの回遊や産卵、仔魚の生育のための海域環境についてはほとんど分かっていませんでした。

そこで、水産庁と（独）水産総合研究センターはウナギの生態解明に向けた親ウナギの捕獲調査を行ってきました。

20年6月及び8月にはついに、産卵海域と想定されていた海域の中層で、成熟したニホンウナギ4個体（雌雄2個体ずつ）及び仔魚の捕獲に成功しました。これは、世界で初めてのことです。

現在、成熟個体が確認された海域の環境を分析しており、その環境を飼育下にある親ウナギに再現することで、種苗生産を効率的に進めるようになることが期待されています。また、捕獲した仔魚の胃内容物を分析することで、人工ふ化させた仔魚に与える配合飼料の改善が進むことが期待されています。

今回の発見は、ウナギの人工的な生産技術を向上させるのに不可欠なウナギの回遊や産卵生態の解明への大きな前進といえます。

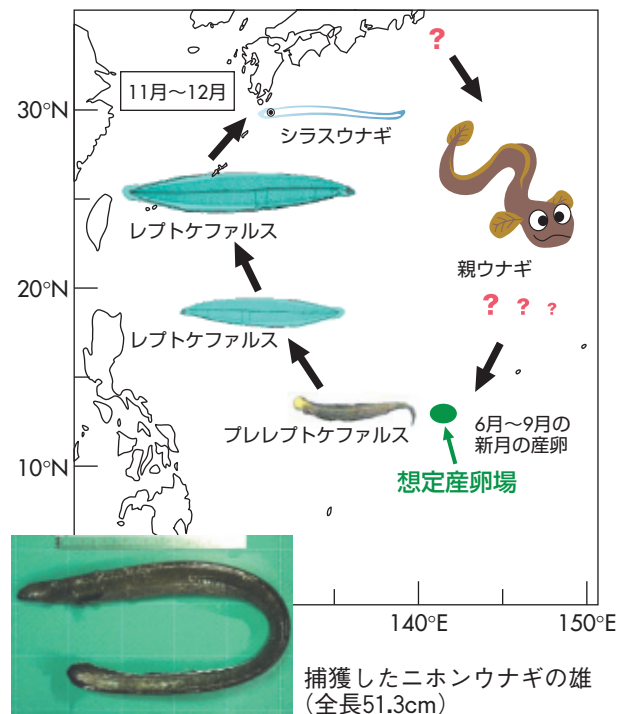
（次々と開発される新たな増養殖技術）

タイラギという大型の二枚貝は、有明海や瀬戸内海、伊勢湾などの干潟で漁獲され、刺身等で食われています。しかし、近年、貧酸素水塊^{*1}や底質の悪化、ナルトビエイによる食害等によってその生産量が減少し、養殖技術の開発が求められていました。

そこで、18年から官民、研究機関、漁業者が共同で垂下式養殖技術の開発に取り組みました。垂下式養殖とは、タイラギを入れたかごを筏等から水中につり下げて行う方法であり、海底に発生する貧酸素水塊やナルトビエイによる食害などを回避することができるという利点があります。今回、この方法によって稚貝から出荷サイズまで養殖することに初めて成功しました。

このほか、ズワイガニの種苗生産技術が開発されたり、マナマコの産卵を誘発するホルモンが発見されるなど、我が国の増養殖技術はめざましく発展しています。養殖生産の安定や天然資源の維持・増大を図っていく上で、こうした技術が一層向上することが期待されます。

図 想定されているニホンウナギの産卵生態



資料：水産庁・（独）水産総合研究センター

*1 貧酸素水塊：大量発生した植物プランクトンの死骸や排水の汚れが海底にたまり、これを微生物が分解するときに大量に酸素を消費してできる酸素の少ない水塊のこと。



5

燃油価格の大幅な変動



〔燃油価格の高騰により漁業経営が圧迫〕

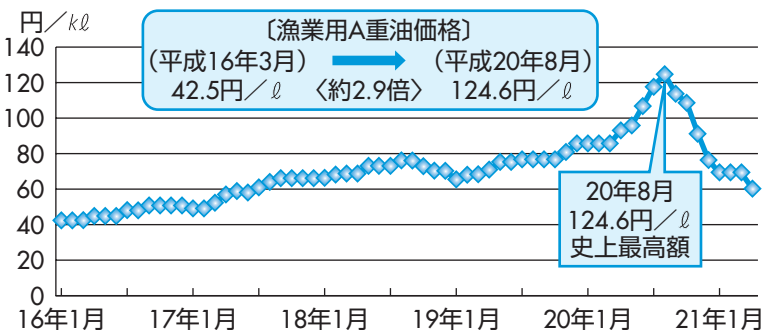
漁業用の燃料油（漁業用A重油）の価格は、16年3月までは40円/ℓ程度で推移していました。しかし、中国やインドなど新興国の経済発展による世界の石油需要の急増や投機資金が金融市場から原油市場に投入されたことなどの複雑な要因によって、漁業用A重油の価格が上がり始めました。

漁業においては、他産業に比べて経費に占める燃料費の割合が高い一方で、価格の動向に敏感な流通業者や消費者等の影響により価格の転嫁が困難な状況にあることから、漁業経営に大きな影響を与えました。こうした事態に対応するため、国では17年度補正（経営体質強化緊急総合対策）、19年度補正（水産業燃油高騰緊急対策）と燃油高騰対策を講じてきました。

〔全国一斉休漁〕

19年度補正を講じた後も原油価格の高騰は続き、20年8月には漁業用A重油の価格が16年3月の約3倍に当たる124.6円/ℓと過去最高値を記録しました。特に、漁場が遠い遠洋や近海かつお・まぐろ漁業、集魚灯を用いるいか釣り漁業は、その経営に深刻な影響を受けました。

図 漁業用A重油の価格の推移



資料：水産庁

注：20年の燃油費の割合は、18年の漁労支出のうち油費以外は固定し、油費を20年の月別のA重油価格から試算した。

図 漁労支出に占める燃油費の割合

(12月時点)	(単位：%)	
	18年	20年
小型底びき網	23.8	30.1
刺網	15.8	20.6
沖合底びき網	23.6	29.9
沿岸いか釣り漁業	30.7	38.1

こうした状況を受け、漁業の現場からは、操業を行うことさえままならないといった悲鳴に近い声が上がりました。20年7月15日には、燃油価格の高騰により我が国の水産業が危機的状況にあることを訴えるため、全国の漁業者がやむなく一斉に休漁することにしました。このように漁業者が一斉に休漁するのは初めてのことです。当日は、東京都内に全国の漁業者約3千6百人が集まり、国民への理解を求めました。



（省エネ操業への転換）

政府では、このような状況を打開するため、20年7月に省エネ操業を促進するための実証事業の導入などからなる「燃油高騰水産業緊急対策」を取りまとめました。また、10月及び12月には20年度補正予算も活用し、様々な燃油高騰対策を実施しています*1。

本対策の柱は、漁業者グループが操業の合理化によって燃油使用量を10%以上削減する実証事業に取り組む場合、燃油費の増加分（19年12月を基準）の9割を国が負担するものです。さらに、漁業者の手取りの確保に資するため、小売業者などの実需者との間で直接取引等を行う場合、その代金金利や保管経費等を支援するなど、これまでの既存施策を大きく拡充・強化するものとなっています。

（望まれる水産業の体質強化）

漁業用A重油価格は、21年4月には60.1円/ℓとなっていますが、今後とも、国民に対し水産物を安定的に供給するという漁業の重要な役割を将来にわたって果たしていくためには、新たな技術の導入による省エネ化やコスト削減、漁業者グループによる作業の効率化、流通の改善等を進め、水産業の更なる体質強化を図ることが望まれています。



事例

りんぼん
輪番休漁による漁業経営の安定と漁場の再生を目指して【佐賀県 太良町】



燃油価格の高騰に対応するため、漁業者が順番（輪番）に休漁し、燃料油の消費を抑えるとともに、輪番で休漁した漁業者が漁場の生産力を高めるための活動を行うという取組が全国各地で行われています。

佐賀県有明海の太良町大浦では、刺し網漁業を営む漁業者76名がグループを作り、20年6月から8月末まで、4班にわかれて17日間ずつ休漁しました。休漁した漁業者は、モガイ（サルボウ）の貝殻を粉碎・散布し、漁場の底泥と混合させることにより、漁場の底質改善に取り組みました。

こうした取組によって、グループ全体で約3万8千ℓに及ぶ燃料油を削減しました。また、モガイ殻を散布した漁場では、周辺漁場と比較して、イダコなどが多く漁獲されるようになったとの声が聞かれるようになりました。

このような取組は、各地の実情に合わせ様々な形で行われており、省エネの推進と漁場生産力の向上が期待されています。



粉碎したモガイの散布作業風景

*1 詳細は「20年度水産施策」を参照